

和歌山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項の規定に基づき、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「軽費老人ホーム」とは、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。

(軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準)

第3条 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準は、次条から第7条までに規定するもののほか、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号。以下この条及び次条において「省令」という。）の規定（省令第9条を除く。）の規定による基準をもって、その基準とする。

(記録の整備)

第4条 省令第9条の規定は、軽費老人ホームが整備し、かつ、保存しなければならない記録について準用する。この場合において、同条第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは、「当該サービスを提供した日から5年間」と読み替えるものとする。

(人権擁護)

第5条 軽費老人ホームには、入所者の人権を擁護するため、人権擁護推進員を置かなければならない。

2 軽費老人ホームは、職員に対し、人権擁護に関する研修を実施しなければならない。

(災害対策推進員の配置)

第6条 軽費老人ホームには、非常災害対策を推進するため、災害対策推進員を置かなければならない。

(安全管理対策推進員の配置)

第7条 軽費老人ホームには、入所者の安全管理対策を推進するため、安全管理対策推進員を置かなければならない。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。